

鳥取縣公報

規則

◇鳥取縣規則第四十八号

昭和二十三年三月鳥取縣規則第十六号災害救助法第二十

三條の規定による救助の程度方法及び期間を次のように改正する。

昭和二十五年七月二十八日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

災害救助法第二十三條の規定による救助の程度方法及び期間

一、收容施設の供与

〔一〕避難所設置のため支出する費用は左の限度を超えることはできない。

(1) 既存建物利用の場合 一人一日 三円以内
(2) 野外架設の場合 一人一日 三円五〇銭以内

本書ノ大キサハ國規格A五判

昭和十五年七月二十八日 金曜日
第二千百二十九号

なお左記各号に該当する救助を実施した場合は左の額の範囲内においてそれより加算することができる。

(1) 天幕借上の場合 一人一日 一円以内

(2) 冬期間の燃料費 一人一日 一円以内

〔二〕避難所設置に要する経費の算出基礎は次の通りである。

なお支出に當つてはその必要限度に止めなければならぬ。

(1) 既存建物利用の場合は一箇所の標準收容人員を二〇〇人開設期間を十日間、これに要する経費六、〇

〇〇円以内としその内訳は左の各号に対する費用であるからその限度を超えることはできない。

イ、人夫賃 一箇所五人以内
ロ、消耗器材を講入した場合
ミ、人夫賃 一箇所五人以内
チャ、人夫賃 一箇所五人以内

00766

ローソク五〇人につき一本以内
但し収容者に対するローソクの支給は生活必需品
の費用から給与すること。

ハ、借上費 器物借上費

建物使用謝金 一、〇〇〇円以内
一、〇〇〇円以内

ニ、燃料を購入した場合

一日四束以内

(2)

野外架設の場合は一箇所の標準収容人員を二〇〇人開設期間を十日間これに要する経費七〇〇〇円の内訳は左の各号に対する費用であるからその限度を超えることはできない。

イ、人夫賃 一箇所五人以内
ロ、消耗器材を購入した場合

筵二人につき一枚以内
ローソク五〇人につき一本以内

但し収容者に対するローソクの支給は生活必需品の費用から給与すること。

ハ、借上費 器物借上費 一、〇〇〇円以内

ニ、燃料を購入した場合

一日四束以内

ホ、仮設便所設置費 人夫三人 木材三、四石、釘一匁

但し已むを得ない特別の事情から右期間によりにくい場合はその都度事情を具し厚生大臣の認可を受けて必要な期間これを延長することができる。

二、炊出し食品の給与のため左の各号に対し支出する費用は一人日につけ二六円五〇銭以内とする。

但しこれが給与期間は給与開始の日から六日を超えることはできない。

イ、主食
ロ、副食
ハ、燃料

三、被服寝具その他生活必需品の給与又は貸与

被服寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出する費用は左の限度を超えることができない。

但し家財の減失又はき損の程度が激甚であつて右限度によりくい場合には厚生大臣の認可を受けて必要な

00767

費用を支拂うことができる。

ハ、被服寝具その他衣料品の給与又は貸与

(1) 住家の焼失流失又は洪水による倒壊等により被害を受けた世帯

期間	世帯別	一人世帯					
		二人世帯	三人世帯	四人世帯	五人世帯	五人以上一人	を増す毎に
夏期(自四月 至八月)	二、二〇〇円 以内	二、八〇〇円 以内	四、四〇〇円 以内	五、三〇〇円 以内	六、八〇〇円 以内	一、〇〇〇円 以内	
冬期(自 九月 至二月)	三、八〇〇円 同	五、〇〇〇円 同	七、二〇〇円 同	八、六〇〇円 同	一一、〇〇〇円 同	一、五〇〇円 同	
(2) 住宅の半焼地震による倒壊、洪水による半壊又は床上浸水等により被害を受けた世帯							
期間	世帯別	一人世帯	二人世帯	三人世帯	四人世帯	五人世帯	五人以上一人 を増す毎に
夏期(自四月 至八月)	七〇〇円 以内	八五〇円 以内	九五〇円 以内	一、一〇〇円 以内	一、三〇〇円 以内	一、七五〇円 以内	一五〇円 以内
冬期(自 九月 至三月)	九〇〇円 同	一、一〇〇円 同	一、三〇〇円 同	一、五五〇円 同	一、七五〇円 同	二〇〇円 同	九〇円 以内

□ 生活必需品の給与又は貸与

(1) 住家の焼失、流失又は洪水による倒壊等により被害を受けた世帯

一人世帯	二人世帯	三人世帯	四人世帯	五人世帯	五人以上一人 を増す毎に
九七〇円以内	一、〇五〇円以内	一、一四〇円以内	一、一七〇円以内	一、二七〇円以内	九〇円以内

(2) 住家の半焼地震による倒壊、洪水による半壊又は床上浸水等により被害を受けた世帯

00768

一 人 世 帶	二 人 世 帶	三 人 世 帶	四 人 世 帶	五 人 世 帶	五人以上一人 を増す毎に
三五〇円以内	三八〇円以内	四四〇円以内	四五〇円以内	五三〇円以内	九〇円以内

(3) 被服寝具その他生活必需品の給与又は貸与は住宅の焼失、流失、倒壊、半焼、半壊又は床上浸水等により生活上必要な家財を減失又はき損し物資販売機構の一時混乱により資力の有無にかかわらずこれ等の家財を直ちに入手することができずしかもこれを放置することができない状態にある者に対しその被害の実情に応じ概ね左に掲げる品目の範囲内において現物を給与又は貸与する。

(1) 被服寝具その他衣料品

イ、寝具

ロ、外衣

ハ、肌着

ニ、身廻品

(2) 生活必需品

イ、学用品

ロ、食器

ハ、光熱材料

ニ、応急日用品

四、被服寝具その他生活必需品の給与又は貸与をなし得る期間は災害発生の日から十日以内とする。但し已むを得ない特別の事情から右期間内に給与又は貸与をなすことができる場合には事情を具し厚生大臣の認可を受けた場合に限り災害発生の日から二十日以内において必要な期間これを延長することができる。

四、医療及び助産

〔医 療〕

(1) 医療(防疫措置令は含まない以下同じ)のため支出する費用は慣行料金の二割引以内とする。

(2) 医療は災害により傷痍を受け又は疾病に罹つた者又は害のため繼續して療養することができない者

に対する左の範囲においてこれを行う。

イ、診察

ロ、薬剤又は治療材料の支給

ハ、処置、手術その他の治療

ニ、看護

(3) 医療の期間は十四日以内とする。

〔助 産〕

(1) 助産のため支出する費用は慣行料金の二割引以内とする。

(2) 助産は災害発生の日から七日以内に分娩したるものにつき左の範囲においてこれを行ふ。

イ、分娩の介助

ロ、分娩前及び分娩後の处置

ハ、看護

五、生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与は

その必要の生じたる都度厚生大臣に協議しその承認を経てこれを実施する。

経てこれを実施する。

六、学用品の給与

〔学用品(文房具を含む以下同じ)の給与のため支出する費用は左の限度を超えることができない。但し特別の事情により左の限度によりにくい場合は厚生大臣の認可を受けて必要な費用を支出することができる。〕

(1) 住宅の焼失、流失又は洪水による倒壊等により被害を受けたもの 一人につき 二七五円以内

(2) 住宅の半焼、地震による倒壊、洪水による半壊又は床上浸水等により被害を受けた者 一人につき 五五円以内

(3) 学用品の給与は住宅の焼失、流失、倒壊、半焼、半壊又は床上浸水等により就学上必要な学用品を減失或はき損し物資販売機構の一時的混乱により資力の有無にかかわらずこれを直ちに入手することができない状態にある学令児童生徒及び中学校生徒小学校児童に対しその被害の実情に応じ現場によりこれを給与する。

七、埋葬

〔埋葬のため支出する費用は左の各号に対し一件につ

き大人一、二〇〇円以内小人七〇〇円以内とする。

イ、棺代

ロ、埋火葬料

ハ、壺

〔〕埋葬は災害の際死亡した者の応急死体処理の程度によつてこれを行い埋葬をなしたる者に対しその費用を支給する。但し遺族その他の縁改者において埋葬をなす場合は現物を支給しなるべく金錢の支給はこれをなさない。

八、罹災者の避難のための移送及び救済用物資等の輸送罹災者避難等のための移送及び救済用物資等の輸送をする費用はその当該地域の公定價格による実費を支出することができる。

九、救助のため必要な人夫傭上げ

救助のため必要な人夫の傭上げに要する費用は当該地域の公定價格による実費を支出することができる。

但し避難所の開設のため人夫等の傭上げをなした場合の費用を避難所開設のため支出する費用として第一項

の〔〕に定める額の範囲内において支出せられるから別に特掲積算しない。

附 則

この規則は公布の日から施行し昭和二十五年四月十五日から適用する。

△鳥取縣規則第四十九号

昭和二十三年三月鳥取縣規則第十七号災害救助法第二十一条の規定による実費辨償の限度を次のように改正する。

昭和二十五年七月二十八日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

災害救助法第二十四條の規定による実費辨償の限度一、災害救助法施行令第十條第一号乃至第四号に規定されている者に対する実費辨償のため支出する費用は次の限度を超えることができない。

〔〕日 当

イ、医師、歯科医師、薬剤師
一人一日 三〇〇円以内

00771

ロ、保健婦、助産婦、看護婦

一人一日 一五〇円以内

ハ、土木技術者又は建築技術者

同 三〇〇円同

ニ、大工、左官又はとび職

同 二五〇円同

〔〕旅費、宿泊料

イ、医師、歯科医師、薬剤師、土木技術者及び建築

技術者については鳥取縣旅費支給條例に定める二級吏員相当額による。

ロ、保健婦、助産婦、看護婦、大工、左官又はとび

職については鳥取縣旅費支給條例に定める三級吏員相当額による。

〔〕超過勤務手当

イ、医師、歯科医師、薬剤師、土木技術者及び建築

技術者については昭和二十二年法律第百六十七号

(労働基準法等の施行に伴う政府職員に係る給与の応急措置に関する法律による給与支給準則)に

の日から適用する。

附 則

この規則は公布の日から施行し昭和二十五年四月十五日から適用する。

00772

告 示

◆鳥取縣告示第三百六十三号
肥料取締法の規定により次のものを肥料生産業者として登録した。

昭和二十五年七月二十八日

鳥取縣知事西尾愛治

登録番号	肥料の名称	含有する主成分の最少量(%)	住 所	名
		窒素全量 磷酸全量 加里全量		
鳥取縣一	菜種油粕	五、四 二、五 一、三	東伯郡浦安町大字上伊勢二三〇	太田 信吉
二 同		五、三 二、四 一、二	郡倉吉町大字余戸谷町三〇八二	妻藤 武夫
同 三 同		同 同 同	同 余戸谷町三、一五〇	小川 貞壽
同 四 同	菜種油粕粉末	同 二、五 一、五	同 郡長瀬村大字久留三三一	山下 増藏
同 五 同	菜種油粕	五、三 二、〇 一、〇	氣高郡青谷町大字青谷三一五五	国田 泰藏
六 同		五、〇 同 同	東伯郡小鴨村大字中河原五四〇ノ一	小林 俊治
同 七 同		同 同 同	氣高郡寶木村大字寶木八九八ノ一	竹本 武
同 八 同		同 同 同	同 郡瑞穂村大字宿三七	堀尾 英顯

00773

◆鳥取縣告示第三百六十四号

鳥取縣農村工業振興対策要綱に基く農村工業登録手続を次のように定める。

昭和二十五年七月二十八日

鳥取縣知事西尾愛治

一、登録の要件

(一) 経営形態は農村、農、山、漁村をいふ。)における協同組織を基調としたものであること。

(二) 業務は原則として農村における生産物の加工業であり、その原材料が農民の提供によることを主体とするものである。

なお農民の必需品の自給を目的とする場合には農村における生産物の加工業以外の業務であつてもこれに準ずるものとすること。

(三) 立地については原則として組合員又は、出資者である農民又はその團体の住所地域であること。

(四) 労務は特殊の技術を有するものの外使用労務者は原則として工場の関係農村に居住する農民及びその家族であること。

二、申請書の様式

00774

郡 市 名	申付 請年 受月	登年※ 登月 錄日	登番※ 數號
鳥取縣知事殿			

農村工業工場登録申請書

農村工業振興対策要綱第三の(二)により農村工業対象工場の登録を申請する。

(1) 経営形態 (A) 農業協同組合の場合

(B) 会社その他團体の場合

(2) 業務 (昭和二十四年度実績)

(3) 務務 (昭和二十四年度実績)

(4) 製品

製品名	販売向生産高 数量	委託加工高 金額	手数料金額	金額計 円	金額比率 %
計					100%

原 料	組合員又は出資者 からの購入分	その他の購入分	計

(4) その他の

種類	性別	男	女	計
常勤	僕			
最盛期	日当臨時雇			
合	計			

00775

① 本申請書は、工場を所轄する地方事務所長を経由し、県知事に提出するものとする。

② 知事は前項の申請書を審査の上登録票を交付し且つこれを公告するものとする。

公 告

◇資格審査結果公告第六十一号

(自昭和二十一年六月一日
至同年六月三十日)

昭和二十一年七月二十八日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、この表は、公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令(昭和二十一年勅令第一号)、市町村長の立候補禁止に関する件(昭和二十一年勅令第二号)、昭和二十一年勅令第一号施行に関する件(昭和二十一年閣令内務省令第一号)及び昭和二十三年政令第六十二号の規定により鳥取縣知事が行つた資格審査の結果である。

二、この表は、最も廣く公表するものである。市町村役場はこの公報を受けたならば直ちにこれを掲示しなければならない。この掲示は少くとも一ヶ月間繼續し、

次回の新公報を受け取ったときはこれと取り換え、取り換えた公報はこれを破棄することなく、公衆の参照に供し得るように、市町村役場に編りて保存するものである。

三、この表に掲載された者であつて、資格審査の完了した者の調査表は鳥取縣庁に保管し、これを公衆の閲覧に供する。

四、何人でも要求すれば前項の調査表を自由に閲覧することができる。

五、資格審査の結果は次の通りである。

資格審査人員数 八九名

非該当決定者 八九名

審査を受けた公職及びその氏名

(1) 昇任又は任命予定者

○検察審査会審査員、同補充員鳥取檢察審査係

00776

藤田 静子 小谷健太郎 木島 福子
 宮石 菊枝 中野 そで 四井 一枝
 西村 賢治 中島サカエ 米谷八重子
 尾崎 重雄

村上ハルノ 石龜 好治 岸 登志子
 山田 尚春 橋本 武 松島 正洋
 松井 壯市 吉川 満衛 染野 政雄
 伊東 吉永 村田 十三 津村 久雄

麻木 直美

平田 久吉 岩本 茂 高尾 節
 増田ツヤ子 矢倉 文枝 角田 きみ
 白川 久子 福井 誠次 原 ハナ

米子市 二岡 欣二 引野 勉
 寶木村 門脇治郎平 山根 久明

村上ハルノ 石龜 好治 岸 登志子
 山田 尚春 橋本 武 松島 正洋
 松井 壯市 吉川 満衛 染野 政雄
 伊東 吉永 村田 十三 津村 久雄

○市町村普通公職者

倉吉檢察審査会 國野 零子 野中 信基 高塚 秀藏
 稲本 貞重 坂根 久恵 小椋 良子
 和田 幸一 谷口 竹男 林 晴直
 小林 重男 山本 進 植木 澄夫
 前田きよ子 下田 国江 田中 勉
 長瀬 慧昭 稲倉 収 木本 博夫

由良町 道祖尾勇夫
 河原町 渡辺 行雄
 若櫻町 木島 麟法
 智頭町 小林 一俊
 青谷町 石井 文一
 上井町 小矢野忠雄
 浦安町 倉光 謐子
 淀江町 安江 綱紀

○町人権擁護委員候補者

米子市 二岡 欣二 引野 勉
 寶木村 門脇治郎平 山根 久明
 由良町 道祖尾勇夫
 河原町 渡辺 行雄
 若櫻町 木島 麟法
 智頭町 小林 一俊
 青谷町 石井 文一
 上井町 小矢野忠雄
 浦安町 倉光 謐子
 淀江町 安江 綱紀

○縣普通公職者

倉吉檢察審査会 國野 零子 野中 信基 高塚 秀藏
 稲本 貞重 坂根 久恵 小椋 良子
 和田 幸一 谷口 竹男 林 晴直
 小林 重男 山本 進 植木 澄夫
 前田きよ子 下田 国江 田中 勉
 長瀬 慧昭 稲倉 収 木本 博夫

由良町 道祖尾勇夫
 河原町 渡辺 行雄
 若櫻町 木島 麟法
 智頭町 小林 一俊
 青谷町 石井 文一
 上井町 小矢野忠雄
 浦安町 倉光 謐子
 淀江町 安江 綱紀

00777

黒坂町 長房 秀夫
 溝口町 飛田 節男
 江尾町 芦立 忠男
 外江町 新宮 良範
 境町 上野 昇 手島 鉄藏
 江尾町 古川 清成

(四) 公選による公職の候補者

○村議會議員立候補者

縣村 矢田貝真澄 倉西鶴太郎 前田 衛
 奥崎 來藏 永井 幸春 山田 実
 船寄 辰雄 松山 觀治 松波 実
 高橋 勇 山上 美治 加川 幸雄

○農地委員会委員立候補者

丹比村 小林 磊藏